
川口市障害者短期入所施設

朝日しらゆりの家管理業務仕様書

内容

1	施設の目的	2
2	対象施設	2
3	指定管理者が行う業務の概要	3
4	業務実施に係る基本事項	6
5	施設と家庭・地域・関係機関等との連携に関する事項	7
6	職員の配置及び職務等に関する事項	8
7	業務上の注意事項	10
8	管理費用及びリスクの分担に関する項目	13
9	事業報告に関する項目	13
10	モニタリング及び評価について	14
11	事業計画について	15
12	指定期間終了時における引継ぎについて	15
13	協議について	15

1 施設の目的

(1) 短期入所

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第8項（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に規定する短期入所を運営し、障害者等の心身の健康保持並びに障害者及びその家族の生活の安定を図ることを目的としている。

(2) 相談支援

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第3号（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に規定する事業を実施するものとし、障害者基本法第2条（昭和45年法律第84号）に基づく障害者若しくは障害児、難病者（以下「障害者等」という。）、その家族又は障害者等の介護を行う者等からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与し、虐待の防止や権利擁護のために必要な援助を行うとともに、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援することを目的とする。

2 対象施設

(1) 施設の名称及び所在地

- ① 名称 川口市障害者短期入所施設朝日しらゆりの家
- ② 所在地 川口市朝日3丁目16番14号（朝日高層住宅の1階）

(2) 建物概要

- ① 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造地上11階塔屋2階
- ② 延床面積 514.27㎡（1階の一部）
- ③ 施設内容

事務室	38.16㎡
デイルーム兼食堂（畳スペース含む）	66.78㎡
居室	19.08㎡×6室
	14.31㎡×2室

浴室	40.03㎡
厨房（休憩室及びトイレ含む）	39.58㎡
医務室	9.54㎡
トイレ・宿直室・廊下等	177.08㎡
計	514.27㎡

※ 別途、スプリンクラー設置スペースあり。

3 指定管理者が行う業務の概要

川口市障害者短期入所施設朝日しらゆりの家の目的等に基づく業務及び次の業務を行うこととする。

(1) 法に基づく短期入所に関すること

① 定員

10名

② 医療的ケアの必要なかたの受け入れに関すること

たん吸引及び経管栄養等医療的ケアが必要なかたを受け入れること。

③ 川口市からの要請による受け入れに関すること

緊急時等、川口市からの要請による入所依頼は受け入れること。

④ 利用者の送迎について

・送迎に困窮する障害者については、送迎について配慮すること。

⑤ 日中活動への参加について

・市内通所事業所利用者の送迎に対応できる体制を整えること。

(2) 川口市障害者短期入所施設朝日しらゆりの家の利用及び利用の許可に関する こと

① 利用の申し込みに関すること

・ 公の施設として常に平等な対応を確保すること。

- ・ 対面、電話、FAX等による各種問い合わせ及び施設見学等について対応すること。
- ・ リーフレットをはじめ、他の媒体を活用して、適切な広報を行うこと。

② 利用に関すること

- ・ 施設の利用に必要なマニュアルを作成するとともに、利用者が行なう諸手続に必要な助言を行うこと。
- ・ 施設の利用等について、利用者から意見、要望等があった場合は、適切な対応をし、内容を市に報告すること。

③ 利用者の安全確保に関すること

- ・ 施設内及び施設周辺を適宜巡回し、火気及び不審物等の確認を行うこと。
- ・ 災害や緊急時等における利用者の避難、誘導、安全確保、必要な通報等についての計画を作成すること。
- ・ 災害等において、市が避難場所として利用する必要があると認めるときは、その指示に従うこと。
- ・ 急病、けが等に対応できるよう、関係機関と連携を図ること。
- ・ 適切な衛生管理を行ない、感染症予防に配慮すること。
- ・ 調理室の管理については、食中毒の防止対策に万全を期すとともに、食品衛生法の規定に従い、安全衛生管理を徹底すること。

④ 職員の安全確保に関すること

- ・ 業務における安全管理指導を定期的に行なうこと。

⑤ 経営管理業務に関すること

ア モニタリング

- ・ 市民及び利用者ニーズの把握に係る有効な調査を行うこと。

イ 文書管理

- ・ 業務日誌を作成し、市が求めた場合はこれを提示すること。
- ・ 業務に係る文書を適正に管理すること。

- ・ 指定期間の満了等に伴い管理業務を終了するときは、管理に係る文書を市又は市が指定する団体等に引継ぐこと。

ウ 事業計画・報告

- ・ 定められた時期に事業計画書、事業報告書等を作成し提出すること。

エ 連絡調整

- ・ 川口市地域生活支援拠点等ネットワーク会議等に参加し、業務の状況報告や情報交換を行うこと。

オ 職員の管理

- ・ 業務を効果的かつ効率的に行なうために必要な人員配置及び勤務形態をとること。
- ・ 施設の管理責任者を置き、市に報告すること。
- ・ 職員の資質の向上を図るため、研修を実施するとともに施設の管理運営に必要な知識及び技術の習得に努めること。

(3) 施設及び設備の維持、管理及び軽微な修繕に関すること

① 事務処理に必要な消耗品費、光熱水費、通信運搬費等の支払い及び手続きに関すること

- ・ 電気、水道、ガス等の使用状況を把握するとともに、環境に配慮した運営により、エネルギーの削減に努めること。
- ・ 消耗品等の補充を行うとともに、補充に当たってはグリーン購入の推進や資源リサイクルに配慮すること。

② 大規模修繕を除く、小破修繕（1件税込み50万円以下）に関すること

- ・ 修繕記録を整理し、市に報告すること。

③ 清掃管理、空調設備保守点検、スプリンクラー保守点検、自動ドア保守点検等の日常的な維持管理に必要な保守点検業務に関すること

- ・ 保守点検を随時行い、常に良好な環境を維持するとともに、細心の注意をもって設備及び備品等を管理し、必要な修繕を行うこと。
- ・ 日常清掃と施設周辺の定期清掃を行うこと。

- ④ 利用者の損害保険の加入に関すること
 - ⑤ その他安全対策、備品購入、廃棄物収集委託等に関すること
 - ・ 利用者の障害特性等を踏まえた上で、非常災害時において利用者が迅速に避難できるよう配慮すること。
 - ・ 利用者の特性、施設の設備に応じて必要な備品を設けること。
 - ・ その他、利用者のニーズ等を踏まえ、必要な備品を設けること。
- (4) 居住サポート事業に関すること
- ① 不動産業者に対する物件のあっ旋依頼、及び家主等との契約手続き等の入居支援に関すること。
 - ② 24時間365日対応の相談体制に関すること。
 - ③ 関係機関とのサポート体制の調整に関すること。
 - ④ その他必要な相談業務で、市が特に必要と認めるもの。
- (5) その他必要な管理業務で、市長が特に認めるものに関すること
- ① 緊急時対策、防犯・防災対策、苦情処理等に関すること
 - ② 情報公開及び個人情報保護に関すること
- (6) 上記に掲げるもののほか、協定書に定める事項に関すること

4 業務実施に係る基本事項

(1) 開所時間

24時間

(2) 休所日

なし

(3) 利用料金

法に基づき厚生労働大臣が定める基準により算定した額

(4) 食事提供費

法第29条第1項に規定する特定費用とするもの

※ ただし、利用者の自己負担は1食500円以内とする。

(5) 利用対象者

- ① 法第22条第8項の障害福祉サービス受給者証の交付を受けている者
- ② 身体障害者福祉法第18条第1項（昭和24年法律第283号）の規定により措置の決定を受けた者
- ③ 知的障害者福祉法第15条の4（昭和35年法律第37号）の規定により措置の決定を受けた者
- ④ その他市長が緊急に支援の必要があると認めた者

5 施設と家庭・地域・関係機関等との連携に関する事項

(1) 家庭との連携

- ① 利用者の様子から必要があると判断した場合には、家庭と連絡をとり適切な支援を行うこと。
- ② 家庭環境等の面で特に援助が必要な利用者に対しては、関係機関等と協力して継続的に援助を行うこと。

(2) 地域との連携

- ① 施設の運営や活動の状況等について、保護者や地域住民等に積極的に情報提供を行い、その信頼関係を築くこと。
- ② 地域の人材・組織等との連携・協力関係を築くこと。
- ③ 障害者虐待等により支援が必要な場合には、市と連携して対応を図ることが求められるので、関係機関等との連携・協力関係を築いておくこと。

(3) 関係機関等との連携

- ① 指定障害福祉サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を図ること。
- ② 利用者の問題解決等を図ることが必要である場合には常に連絡を取り合い、適切な対応が取れるように連絡体制を整えておくこと。

6 職員の配置及び職務等に関する事項

川口市障害者短期入所施設朝日しらゆりの家の職員の配置、職務、職場倫理及び職員研修については以下のとおりとする。

(1) 職員配置

① 短期入所

関連法令を遵守するとともに、効果的・効率的に管理運営を行うことができるよう体制を整備し、業務を遂行するために必要な知識、技能及び経験を考慮して適正な数の人数を配置すること。

ア 管理者

関連法令を遵守すること

イ 生活支援員

日中、夜勤を問わず、関連法令を遵守するとともに、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な保護を適切かつ効果的に行うことができるよう、適正な人員を配置すること。

ウ 看護職員（正看護師、准看護師）

医療的ケアの必要な利用者の受け入れができるよう、適正な看護職員を配置すること。

エ その他

食事提供加算の算定を想定しており、刻み食や軟食はもとより、ミキサー食（ペースト）程度の対応まで可能とする体制を整えること。

利用者の栄養並びに身体の状態及び嗜好を考慮し、適切な食事の提供に努めること。

② 相談支援

ア 生活相談員

緊急時における相談が受けられるよう、24時間365日体制で相談員を1名以上配置すること。ただし、業務に支障がない場合に限り、他の職との兼務を認めることとする。

(2) 管理者の職務

管理者は、職員の管理、指定短期入所利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定短期入所の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行うこと。

(3) 生活支援員の職務

生活支援員は、利用者及び家族等からの相談に応じ、職員に対する技術指導、事業計画の作成、関係機関との連絡調整を行うこと。

(4) 看護職員の職務

看護職員は、サービスの提供にあたりとともに、利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行うこと。

(5) 生活相談員の職務

生活相談員は、利用者及び家族等からの来所や電話などでの相談に、24時間365日対応するとともに、相談受付票を作成し関係機関との連絡調整を行うこと。

(6) 朝日しらゆりの家職場倫理

- ① 職員は、入居者の生命を尊び、利用者が健やかで快適な生活ができるように支援しなければならない。これは、川口市障害者短期入所施設朝日しらゆりの家で活動するボランティアにも求められる。

- ② 職員に求められる倫理として、次のようなものが考えられる。
- ア 個々の生活習慣、価値観を尊重すること。
 - イ 個人情報の取り扱いと利用者のプライバシー保護に関すること。
 - ウ 自立への意欲を尊重し、取り組み支援に関すること。
 - エ 利用者を支える人々との相互理解を図り、連携に関すること。
 - オ 専門的役割を認識し、職員相互のチームワークと自己研鑽により、支援の質の向上に努めること。

(7) 職員の研修

- ① 職員全員が利用者の障害状況等を正しく理解するとともに、より理解を深めていくための研修等の機会を確保するとともに、利用者が安心かつ安全に利用できるよう、虐待防止、接遇対応及び支援技術の向上に取り組むこと。
- ② 自ら主催する研修以外に、他の機関が実施する研修に職員を参加させるよう努めること。

7 業務上の注意事項

指定管理者は、業務を行うにあたり、次に掲げる事項を遵守すること。

なお、指定期間中にこれらの法令等に改正等があった場合は、改正された内容とする。

- (1) 指定管理者は業務の遂行に関連する法令等を遵守すること。
 - ① 地方自治法（昭和22年法律第67号）
 - ② 労働基準法（昭和22年法律第49号）はじめ労働関係法令
 - ③ 川口市自治基本条例（平成21年条例第6号）
 - ④ 川口市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年条例第11号）
 - ⑤ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）
 - ⑥ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）

- ⑦ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生省令第19号）
 - ⑧ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生省令第171号）
 - ⑨ 川口市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成29年条例第63号）
 - ⑩ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）
 - ⑪ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年6月24日号外法律第79号）
 - ⑫ 川口市児童、高齢者及び障害者に対する虐待の防止等に関する条例（平成25年条例第34号）
 - ⑬ 川口市障害者短期入所施設設置及び管理条例（平成27年条例第54号）
 - ⑭ 川口市障害者短期入所施設設置及び管理条例施行規則（平成28年規則第5号）
 - ⑮ 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）
 - ⑯ 川口市情報公開条例（平成12年条例第49号）
 - ⑰ 消防法（昭和23年法律第186号）、水道法（昭和32年法律第177号）、その他施設又は設備の維持管理又は保守点検に関する法令
 - ⑱ その他関連法令等
- (2) 会計区分について
管理運営業務に係る収入及び支出は、専用の管理口座を設けて経理すること。
- (3) 租税公課について
指定管理者制度により市の施設を運営する場合であっても、会社等の法人に係る市民税、事業を行うものに係る事業所税、指定管理者が新たに設置した償却資産に係る固定資産税等について、課税の対象となる場合がある。国税については税務署、県税については県税事務所、市税については川口市理財部市民税課、固定資産税課等に確認し適正に行うこと。
- (4) 指定管理者募集要項、仕様書、協定書、川口市長の指示等を遵守すること。
- (5) 川口市の施策、事業には積極的に協力すること。

(6) 市及び関係機関との連絡調整を十分図ること。

(7) 業務の委託について

指定管理業務を一括して第三者に委託することはできない。ただし、指定管理業務の一部を委託する場合については、あらかじめ市と協議をして決定すること。また、その場合、市内業者の育成及び市内経済の活性化を図るため、可能な限り市内業者（本社が川口市）を活用すること。

(8) 個人情報の保護について

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、個人情報を適正に取り扱うよう十分に注意を払い、個人情報の適正な取り扱いの具体的な内容等については、別途、協定書で定めるもの。

(9) 情報公開について

指定管理業務の遂行にあたり作成し、又は取得した文書、図面及び電磁的記録等で指定管理者が管理しているものについては、川口市情報公開条例の趣旨にのっとり、情報公開規程を定める等情報公開に関し必要な措置を講ずること。なお、情報公開の具体的な内容等については、別途、協定書で定める。

(10) 守秘義務について

指定管理業務の遂行にあたり、知り得た内容を第三者に漏らしてはならない。指定期間が終了し、又は解除された後も同様とする。

(11) 禁止事項について

- ① 川口市長の許可なく施設・設備の改造は禁止する。
- ② 川口市長の許可なく施設を利用して指定管理者及び他業者の広告・宣伝は禁止する。
- ③ 指定管理者の指定及び協定を締結したことにより生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、もしくは、継承させ、又は担保に供してはならない。

(12) 施設・設備を施設の目的外に使用する場合（自動販売機等）は、川口市長の許可を受け、川口市長に所定の目的外使用料を納付すること。

(13) 指定管理業務を行う際は、当該施設が指定管理者により管理・運営されている施設であることを利用者に示すため、施設内や案内パンフレット等に指定管理者名を表示するものとし、表示の仕様は市と協議すること。

(14) 施設の管理運営に関し規程等を設ける場合は、市と協議により定めること。

(15) 川口市障害者短期入所施設朝日しらゆりの家の設置趣旨に鑑み、川口市障害者短期入所施設朝日しらゆりの家において営利事業、宗教活動及び政治活動を行ってはならない。

- (16) その他、要項に記載のない事項については市と協議すること。

8 管理費用及びリスクの分担に関する項目

川口市障害者短期入所施設朝日しらゆりの家の管理費用及びリスクの分担については以下のとおりとする。

(1) 管理費用について

- ① 事務経費、通信運搬費、光熱水費等について

請求に基づき指定管理者が支払う。

- ② その他

廃棄物収集委託及び維持管理に必要な経費は指定管理者が負担する。

利用者に対する材料費等の実費徴収分については、指定管理者の収入とする。

(2) リスク分担について

リスクの分担については、別紙「リスク分担表」に示すとおり。

これらは、帰責事由の所在が不明確になりやすいリスクについて、その方針を示したものであり、詳細については協定の締結を行う際に市と指定管理者が協議して決定するもの。

9 事業報告に関する項目

指定管理者が協定等に従い管理運営を行っているか、住民サービスを安定かつ継続的に提供できることが可能な財務状況にあるのか等について、定期的に報告を行うこと。その結果、改善を要する事項があった場合は、適切な指示等必要な措置を講ずること。また、毎年度終了後市が指定する期日までに事業報告書を提出すること。

(1) 報告義務

指定管理者は、下記に定めるケースがあった場合は直ちに市に報告するもの。

- ① 施設において事故が発生したとき。
- ② 家族等からの虐待が疑われるとき。
- ③ 災害又は他の事由により施設又は設備を損傷したとき。
- ④ 金融機関との取引が停止したとき。
- ⑤ その他管理業務に支障をきたす事由が発生したとき。

(2) 定期報告

管理運営業務の実施結果について、毎月利用者実績等について報告を行うこと（利用不許可の件数・理由等も併せて報告すること）。

(3) 事業報告

毎年度終了後市が指定する期日までに次の事項を記載した事業報告書（必要と認める書類の添付を含む。）を提出するもの。ただし、年度の途中において地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して60日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。なお、事業報告書には、市長等が必要と認める書類を添付すること。

（川口市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第9条）

- ① 管理に係る業務の実施状況
- ② 利用に係る料金の収入の実績
- ③ 管理に係る経費の収支状況
- ④ その他管理の実態を把握するために市長等が必要と認める事項

10 モニタリング及び評価について

指定管理者はその運営内容について自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとし、施設の適正な管理運営を把握するため、以下の項目に定めるとおり定期的にモニタリング及び評価を実施すること。また、その際には利用者アンケート等を実施すること。

(1) 年度評価

事業報告をもとに利用者満足度調査結果等から自己評価を行うこと。

(2) 中間評価

年度評価に加え、福祉部指定管理者候補者選定及び評価専門委員会・川口市指定管理者候補者選定及び評価会議による評価を受けること。

(3) 市による指示・指導

事業報告、年度評価及び中間評価結果において、川口市から改善を要する事項があった場合は、必要な措置を講ずること。

指定管理者は、市の要望に応じて、実施状況の調査、帳簿その他関係書類等の閲覧、説明若しくは報告書の提出、又は必要な指示を受けること。

1 1 事業計画について

毎年度市が指定する期日までに次年度事業計画書を作成し、市に提出すること。
なお、その他詳細については協定において定める。

1 2 指定期間終了時における引継ぎについて

指定期間終了時に、次期指定管理者が円滑かつ支障なく施設の業務を遂行できるよう、必要な引継ぎを行うこと。

なお、業務引き継ぎに要した費用は、すべて指定管理者として選定された法人等の負担とする。

1 3 協議について

この仕様書に規定するもののほか、管理運営の基準について疑義が生じた場合は、市と協議して決定する。

リスク分担表

種 類	内 容	負担者	
		市	指定管理者
法令等の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	協議	
	上記以外の場合		○
税制度の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	協議	
	上記以外の場合		○
物価変動	物価変動に伴う経費の増		○
需要変動	大規模な外的要因による需要変動	協議	
	それ以外のもの		○
資金調達	資金調達不能による管理運営の中断等		○
	金利上昇等による資金調達費用の増加		○
不可抗力	天災、暴動その他市または指定管理者のいずれの責めにも帰すことができない自然的または人為的な現象による履行不能	協議	
事業の中止・延期	市の指示によるもの	○	
	指定管理者の事業放棄、破綻		○
備品等の損傷	市が整備した備品等の損傷・盗難（指定管理者の責めに帰すべき場合）		○
	市が整備した備品等の損傷・盗難（上記以外の場合）	協議	
	指定管理者が整備した備品等の損傷・盗難		○
施設利用者及び第三者等への損害	指定管理者の責めに帰すべき事由により損害が生じた場合		○
	上記以外の場合	協議	
施設等の損傷	指定管理者の責めに帰すべき場合		○
	修繕に係る費用が1件あたり50万円以下の場合		○
	上記以外の場合	協議	
許認可遅延等	市が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの	○	
	指定管理者が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの		○
準備行為	管理運営業務の遂行に必要な人員の確保及び訓練、研修等の実施		○
事業終了時の現状復帰	指定管理期間の終了または期間途中での業務廃止の場合における原状復帰、業務引継ぎ等に要する費用		○
議会の議決	指定管理者指定議案が可決されなかったことに起因するもの		○
住民及び利用者への対応	指定管理業務の内容に対する周辺住民、利用者等からの要望、苦情等への対応		○

リスク分担表

種 類	内 容	負担者	
		市	指定管理者
要求水準仕様未達	サービスの仕様、要求水準の不適合、未達		○
計画変更	事業内容の変更		協議
運営費上昇	計画変更以外の要因による運営費の増大		○
保管業務	遺失物、取得物の措置		○
セキュリティ	施設の管理・警備の不備によるもの		○
	情報の管理及び保護に関するもの		○
	上記以外の場合	○	